

前回に引き続き所得税のお話、青色事業専従者給与について説明します。

青色申告制度は、簡単に言うと「事業を始めたらしき」と帳面をつけまじょう、きちんとつける」と税金の特典がありますよ」というものです。特典のうち、典型的なのが青色事業専従者控除です。

所得税の世界では、配偶者など生計を一にする親族に給料を支払っても必要経費にはなりません、青色

申告の届出をして青色事業専従者給与の届出をすると、支払った給料が必要経費として認められます。

所得税は累進課税制で、税率は10%から45%まで段階的に増えます。そのため、所得を事業主一人に集中するよりも、分散することでトータル

は言えど、労務の対価として

相当でなければなりません。配偶者というだけで世間相場とかけ離れた給料を支払うことは認められません。過大とされる部分は必要経費として認められないのです。

配偶者が看護師などの有資格者であれば、無資格者の場合よりも青色専従者給与は

【今月のテーマ】 青色事業専従者給与

高くなる

ことができます。また、相続税まで考えた場合、

配偶者が青色専従者給与として貯めた預金は配偶者本人の

財産になるので相続財産から除外できます。しかし、青色

専従者給与をもらっておらず、働いたこともない配偶者

が多額の預金を持っている

と、たとえ名義が配偶者でも

相続財産とみなされてしまいます。いわゆる名義預金と呼ばれるものです。青色専従者給与を利用すれば相続財産を減らすことが出来るので、相続の観点からも有効な節税

方法となります。

必要届出は忘れず

青色専従者

と認められるには、

次の要件すべてを満たす必要があります。

(イ) 青色申告者と生計を一にする配偶者、その他の親族

であること

(ロ) その年の12月31日現在

事業に従事するこ

とができる期間の2分の1を超える期間)、その青色申告者の営む事業に専ら従事していること

なお、青色事業専従者給与は届出書に記載した方法

により、その記載した金額の範囲内

で支払う必要があります。支払金額を変更する場合は

改めて届出が必要となります。届出

には期限があり、青色事業専従者給与額を必要経費に算入

しようとする年の3月15日まで(その年の1月16日以後に

開業した人や新たに専従者が

筆者紹介

西谷 俊広 (にしや としひろ)

公認会計士、税理士。昭和43年青森市生まれ。函館ラサール高校卒、東京外国語大学英米科卒、監査法人トーマツ勤務、国際協力銀行勤務を経て平成13年に帰青。三浦公武税理士事務所、西谷律男税理士事務所、阿部陽一税理士事務所を継承し現在に至る。平成28年6月より、みちのく銀行社外取締役(現任)。平成29年6月より、青森市監査委員に就任(現任)。



医業

学ぶ

知る

税務

□相続税の観点からも、とても重要

しかし、いくら所得分散と

いることとなった人は、その開業の日や専従者がいることとなった日から2ヵ月以内)に提出する必要があります。